環境影響評価(環境アセスメント)に係るお知らせ

平成16年10月7日

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第27条の規定に基づき、「(仮称)ゼファー川崎小田栄マンション計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

- 1 指定開発行為者株式会社 ゼファー代表取締役 飯岡 隆夫東京都千代田区岩本町二丁目 1 番 1 5 号
- 2 指定開発行為の名称及び種類
- (1)名 称(仮称)ゼファー川崎小田栄マンション計画
- (2)種類

住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)

- 3 指定開発行為を実施する区域 川崎市川崎区小田栄二丁目3番60
- 4 指定開発行為の目的及び内容
- (1)目 的 分譲共同住宅の建設

ア 開発区域面積

(2)内容

イ 計画	人口(計画戸数)	1,599人(533戸)
ウ 土地	利用計画	
(ア)	住宅棟	4 , 0 3 2 . 2 1 m²
(イ)	集会所棟	63.24m^2
(ウ)	駐車場棟	2,628.41m ²
(I)	駐輪場	480.52m^2
(オ)	ごみ集積所	$149.47\mathrm{m}^2$
(カ)	緑化地	4 , 8 3 3 . 9 3 m ²
(+)	車 路	368.43m^2
(ク)	歩行者路	2,551.97m²
(ケ)	その他の空地	1 , 7 4 7 . 2 6 m²

16,855.44m²

工 建築計画

(ア) 区分

分4 4位 コン・カココー しご生

(イ) 構造

鉄筋コンクリート造

(ウ) 階数

地下1階地上20階

住宅棟

(エ) 高さ

64.00m

(オ) 建築面積

6,701.26m²

(カ) 延べ面積

79,056.32m²

5 指定開発行為の施行期間

着手予定:平成16年10月 完了予定:平成18年10月

6 条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1)期間

平成16年10月7日(木)から平成16年11月5日(金)まで ただし、土曜日、日曜日及び休日等閉庁日は除きます。

(2)場 所

川崎市:川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁(環境 局環境評価室)

横浜市:鶴見区役所及び横浜市役所(環境保全局環境影響審査課)

(3)時間

午前8時30分から午後5時まで (横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)